質問回答

2015年12月21日

「インドネシア国 国家調達改善プロジェクト【有償勘定技術支援】」

(公示日:2015年 12月 9日/公示番号:151043)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|-------------------------|------------------------|
| 1 | 3 頁 | 評価対象の類似経験として、「円借款事業の調 | 「円借款事業の調達支援・監理等に係る業務」に |
| | 第 5 プロポーザルに記載される | 達支援・監理等に係る業務」とありますが、本件 | 関する類似経験があることが望ましいですが、 |
| | べき事項 | 業務の内容に鑑みると、業務の実施のために | 「国際的な公共調達に関する知識とそれに基づ |
| | 1 コンサルタントの経験、能力 | は、円借款の調達手続に精通した専門家が 1 名 | き、途上国等における調達機関の組織・制度・ビ |
| | 等 | 含まれていることは必要であると考えるものの、 | ジネスプロセスに係る課題分析やそれらの解決 |
| | に記載される類似業務について | コンサルタントの組織としては、国際的な公共調 | を支援・指導した組織的な経験」についても、内 |
| | | 達に関する知識とそれに基づき、途上国等にお | 容に応じ評価致します。 |
| | | ける調達機関の組織・制度・ビジネスプロセスに | |
| | | 係る課題分析やそれらの解決を支援・指導した組 | |
| | | 織的な経験が豊富にあることが、業務を実施する | |
| | | 前提であるように思われますが、いかがでしょう | |
| | | か。また、そのような組織的な経験は、「円借款事 | |
| | | 業の調達支援・監理等に係る業務」と同等に評価 | |
| | | されるとの理解で正しいでしょうか。 | |
| 2 | 3 頁 | 上記1番の質問と同様、評価対象者 2 名共に | 「円借款事業の調達支援・監理等に係る業務」に |
| | 第 5 プロポーザルに記載される | ついて、「円借款の調達支援・監理等に係る業 | 関する類似経験があることが望ましいですが、 |
| | べき事項 | 務」が評価対象の類似業務となっています。円借 | 「必ずしも円借款に限らない調達制度・組織に係 |
| | 3 業務従事者の経験、能力等 | 款の調達支援・監理等に係る業務に詳しい専門 | る支援・指導経験」についても、内容に応じ評価 |
| | (2)評価対象業務従事者の経 | 家が団内に1名いることの必要性はあると考えら | 致します。 |
| | 験、能力等【業務主任者(総括/ | れるものの、コンサルタント組織の経験と同様、 | |

| | 公共調達 1) 】及び【公共調達 2】 | 本件業務では、円借款の調達手続に係る指導の | |
|---|---------------------|---------------------------|--------------------------|
| | の類似業務の経験について | みならず、既存の組織・制度の分析と課題分析、 | |
| | | 解決策の検討を行うことも主要な業務になると理 | |
| | | 解します。この立場から、必ずしも円借款に限ら | |
| | | ない調達制度・組織に係る支援・指導経験を豊富 | |
| | | に持った候補者を提案した場合、「円借款の調達 | |
| | | 支援・監理等に係る業務」に係る経験と同等に評 | |
| | | 価されると理解してもよいでしょうか。 | |
| 3 | 13 頁 5.業務方針及び留意事 | 13 ページの(7)見積に関する留意点において | 13 頁の記載が正です。 |
| | 項「(7)見積に関する留意点」 | は、「インドネシアにおける建設コンサルタントに | インドネシアにおける建設コンサルタントに係る市 |
| | | 係る市場調査(TOR が確定していない)」につい | 場調査については、見積価格を提示する必要は |
| | 19 頁 【第 3 業務実施上の条 | ては、「現時点で作業の詳細や業務量が明確に | ありません。 |
| | 件】 5. 現地再委託 | できず、正確な見積りを行うことが困難であるた | |
| | の双方の矛盾について | め」、「見積価格を提示する必要はない」とありま | |
| | | す。これに対して、19ページの「5.現地再委託の | |
| | | 1)」においては、「現地業者の候補者名、現地再 | |
| | | 委託業務の監督・成果品の検査方法等、具体的 | |
| | | な提案を行うこと」とされています。貴機構側で | |
| | | 「作業の詳細や業務量が明確にできていない」 | |
| | | 中、「具体的な提案を行う」ことは容易ではないと | |
| | | 考えますが、この点について、業務の指示内容を | |
| | | 明確化頂けますでしょうか。 | |
| 4 | p.13 第 2 業務の目的・内容に | 2),3),4)において、それぞれの活動内容(市場 | 業務指示書に記されている全体 M/M の中で行っ |
| | 関する事項 | 調査、インターンシップ、国内大学院派遣)に | て頂く想定です。 |
| | 5 . 実施方針及び留意事項 | ついて、LKPP との詳細合意に至っていないた | |
| | (7)見積に関する留意点 | め、それぞれの活動に必要な費用(つまり実費 | |
| | | 相当分)の見積もりは不要とされております。 | |
| | | | |

| | | 業務開始後、2),3),4)に記されているそれぞれ | |
|---|-------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | の活動内容を LKPP と協議をして詰めていく | |
| | | 準備作業が必要となると考えられます。 | |
| | | この準備作業(例えば市場調査のための TOR | |
| | | 案作成及び同 TOR 案に関しての LKPP との協 | |
| | | 議)は、業務指示書に記されている全体 M/M | |
| | | の中で行われるものでしょうか。 | |
| | | それとも、準備作業に係る受注コンサルタント | |
| | | の M/M についても、必要とされる業務量に応 | |
| | | じて契約変更で対応されると考えればよろし | |
| | | いでしょうか。 | |
| 5 | p.13 第2 業務の目的・内容 | 簡易レポートは、英語のみの作成でしょうか。 | 英語のみの想定です。 |
| | に関する事項 | それとも、英語及びインドネシア語での作成に | |
| | 6 . 業務の内容 | なりますでしょうか。 | |
| | (1) LKPP能力強化 1)組織 | | |
| | 体制の分析 | | |
| 6 | p.14 第2 業務の目的・内容 | コンサルタントの業務範囲につき、研修ガイド | 業務実施契約に包括する業務の対象は、原則 |
| | に関する事項 | ラインに基づき「受入」及び「研修監理」は貴 | 「研修実施」のみとし、 それ以外の「受入」及び |
| | 6 . 業務の内容 | 機構による直営との理解となりますでしょう | 「研修監理」は、JICA が直営で実施する研修員 |
| | (1) LKPP能力強化 2)本邦 | か。それとも、コンサルタント側がプロポーザ | 受入事業と 同様、JICA 国内事業部及び JICA |
| | 研修 | ルにて提案との理解になりますでしょうか。 | 国内機関で対応します。ただし、「受入」業務の |
| | | | 「本邦における宿舎手配」及び「研修員の国内 |
| | | | 移動手配」並びに「研修監理」業務 については、 |
| | | | 研修内容及び受注者の意向によって契約に包括 |
| | | | することが可能ですので、これら業務を契約に含 |
| | | | める方が効率的と受注者が判断される場合に |
| | | | は、プロポーザル及び見積書にて提案してくださ |
| - | • | | |

| | | | l 1₀ |
|----|---|--|---|
| 7 | p.14 第 2 業務の目的・内容に関する事項6 . 業務の内容(1)LKPP能力強化 3)インドネシア国内での研修・セミナー | JICA 調達ガイドライン、JICA 標準入札書類について、英語及びインドネシア語の説明資料 (パワーポイント説明資料等)はありますか。 | JICA 調達ガイドライン、JICA 標準入札書類について、英語のパワーポイント説明資料はございます。 |
| 8 | p.14 第 2 業務の目的・内容に関する事項6 . 業務の内容(1) LKPP能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー | 1 回あたりの期間は 1~2 日程度との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通り、1~2日程度を想定しております。 見積は1回あたり2日開催することを想定してご 提出ください。 |
| 9 | p.14 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6.業務の内容 (1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー p.15 (3) JICA 調達ガイドラインと 新調達令との調和化 3) 円借 款事業実施機関を対象とした セミナー | 両セミナーとも昼食およびリフレッシュメントを計上する想定でよろしいでしょうか。 | 両セミナーとも昼食およびリフレッシュメントを計上願います。 |
| 10 | p.14 第 2 業務の目的・内容に関する事項6 . 業務の内容(1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー | インドネシア語 英語の通訳を配置する想定でよろしいでしょうか。また、配置の場合、同時通訳の想定は必要となりますでしょうか。 | 「(1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内 での研修・セミナー」については、LKPP 職員 向けの小規模なセミナーのため、英語を使用す る想定です。 「(3) JICA 調達ガイドラインと新調達令との |

| | p.15 (3)JICA 調達ガイドラインと 新調達令との調和化 3)円借 款事業実施機関を対象とした セミナー | | 調和化 3)円借款事業実施機関を対象とした セミナー」については、インドネシア語 英語 の同時通訳を配置して下さい。 |
|----|---|---|--|
| 11 | p.14 第2 業務の目的・内容に関する事項 6.業務の内容 (1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー p.15 (3) JICA 調達ガイドラインと新調達令との調和化 3) 円借款事業実施機関を対象としたセミナー | いでしょうか。また、その場合、ジャカルタ外 からの参加者も想定し、交通費等も計上する想 | ご理解の通り、ジャカルタでの開催を想定しております。ジャカルタ外からの参加者を半数程度と想定し、交通費等も計上して下さい。 |
| 12 | p.15 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6.業務の内容 (3)JICA調達ガイドラインと 新調達令との調和化 3)円借 款事業実施機関を対象とした セミナー | 会場はホテル内の会議場等(視聴覚機材込み) を想定しておりますが、貴機構側にて想定はご ざいますか。 | 中央省庁関係者が多く出席することが予想される ため、ジャカルタ中心部のホテルを想定願いま す。 |
| 13 | 配布資料(インドネシア語資料) | 配布資料の中に、別サイトにあるインドネシア語の資料(大統領令の改訂版3種類)がありますが、これらの資料の英訳版(仮訳も含む)はありますでしょうか。 | 「Presidential Decree No. 70 of 2012」以外は英 訳版はございません。英訳費用を計上願います。 |

| 14 | 業務区分 | 本件は技術協力と位置付けられていますが何を | 前提として、本件は有償勘定技術支援であり、機 |
|----|----------------|---------------------------------|------------------------------|
| | | もって技術移転と考えればよいのでしょうか。ここ | 構法第 13 条第 1 項第 2 号に関連する同法第 8 |
| | | ー でいう「技術」の本質が、JICA の調達ガイドライン | 号および第9号を根拠とし、有償資金協力事業の |
| | | │ │を理解することにあるにあるとすれば LKPP 職員 | 迅速化または開発効果増大に寄与するために実 |
| | | に対する研修を充実させれば十分と考えられま | 施するものであり、機構法第 13 条第 1 項第 1 号 |
| | | す。一方、円借款に留まらない、より国際的な公 | を根拠とする技術協力事業とは異なるものです。 |
| | | 共調達についての技術を移転することであるとす | |
| | | れば、インターンシップや国内留学によって公共 | 本件の成果 1、2 では、LKPP 職員の公共調達に |
| | | 調達の理解が深まるでしょうが、他方で円借款の | 関する知識・政策立案能力を向上させるという技 |
| | | 実施がそれによって促進されることになるとは限 | 術支援を実施することにより、円借款の調達に少 |
| | | らないと考えます。これまで JICA インドネシア事 | なからず影響を及ぼすインドネシアの公共調達制 |
| | | 務所と LKPP との間で様々な協議が行われてき | 度の改善を促し、ひいては円借款事業を含むイン |
| | | たと思われますが、この論点(単なる円借款の実 | ドネシアの公共調達を促進することを念頭に置い |
| | | 施促進か公共調達の能力強化かどちらに重点を | ています。 |
| | | お(か)については、どのように整理されているの | 本件の成果 3 では、より直接的に円借款事業の |
| | | でしょうか。 | 迅速化を行うことを念頭に置いています。 |
| 15 | P1 1.プロジェクトの背景 | 本件を実施する一つの背景には円借款事業の実 | JICA 資金協力業務部調達監理課は、調和化方 |
| | | 施促進があると思われますが、その原因がインド | 針の検討時、調和化案の確認時に関与予定で |
| | | ネシア調達令とJICAの調達ガイドラインとの間の | す。 |
| | | 解釈等の問題であれば、貴機構資金協力業務部 | |
| | | 調達監理課様が重要な役割を果たされるのでは | |
| | | ないかと理解しますが、同課の位置づけについて | |
| | | は、仕様書に記載がないように思われます。調達 | |
| | | 監理課様はどのような形で参加、関与されるので | |
| | | しょうか。 | |

| 16 | P10 2.(2)プロジェクト目標 (3)期待される成果 | プロジェクト目標及び成果 3 で「円借款事業の調達に適用される調達手続きが明確化される」とありますが、これは JICA の調達ガイドラインに例外規定を設けることでしょうか。また、これはインドネシア国内企業を優遇するということになるのでしょうか。 | JICA 調達ガイドラインとインドネシア調達令との間で齟齬がある部分について、JICA の調達ガイドラインの原則に反しない範囲で、円借款事業の実施機関が従うべき調達手続きを明確化する想定です。従って、JICA 調達ガイドラインの例外規定を設けるという事ではありません。また、インドネシア国内企業の優遇については、JICA 調達ガイドラインの「公平性」の原則に反するため、これを認めるという事ではございません。 |
|----|--|---|--|
| 17 | P11 4.業務の範囲 P18 4.配布資料 | MOU では JICA Expert Team、JICA Expert team、JICA technical assistance team, the technical assistant team あるいは JICA Experts と「専門家」としての地位が示されていますが、指示書では「コンサルタント」と位置付けられています。現地で業務を行う場合、専門家としての扱いを受けることができるのでしょうか、それともLKPPのニーズに基づきコンサルタントとして支援するというのが基本的立場でしょうか。 | |
| 18 | P12 5.(1)プロジェクトの柔軟性 の確保 P12 5.(4)LKPP の組織能力強 | 留意事項で「プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要になる」とありますが、それに対応した契約変更には金額の変更もあると考えて良いのでしょうか。特に「再委託や現地補助員等のリソースを積極的に活用して」とあるところ、現地費用の増額につながる可能性があります。 留意事項で「インターンシップ、大学院への派遣 | |
| .0 | 化に向けたカウンターパート側の 主体性の醸成 | に際しては、・・・貢献するための能力開発を目的とするものであることを、明確に説明することとす | て専門家チーム側からも説明をして頂くことを想 |

| | T | T | |
|----|---------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | る」という点について、一義的には、貴機構自身 | |
| | | が LKPP に対して説明を行い、歯止めをかけるこ | |
| | | とが必要だと理解しますが、いかがでしょうか。 | |
| 20 | P13 5.(6)プロジェクト実施体制 | 留意点(6)で「調和化の方針について JICA の確 | 全ての協議に JICA が参加することは現実的では |
| | (日本側) | 認を得つつ、LKPP との調和化に関する協議を実 | なく、業務指示書に記載の通り、JICA の確認を |
| | | 施することとする」とありますが、権限の無い立場 | 得つつ、LKPPとの調和化に関する協議を実施頂 |
| | | であれば協議にも限界があると思います。すべて | くことを想定しております。但し、JICA の確認を得 |
| | | の協議に貴機構が参加されることが不可欠では | た調和化の方針と LKPP の主張との間に大きな |
| | | ないかと考えますが、いかがでしょうか。 | 乖離があるような論点については、必要に応じて |
| | | | JICA も交渉に参加します。 |
| 21 | P13 5.(7)見積りに関する留意 | 例えば本事業の目的に直接結びつかないような | LKPP 職員が受講するに適切なコースの選定を |
| | 点 | コースが LKPP 側において選定された場合でも奨 | 本業務の一環として行って頂く前提ですので、本 |
| | | 学金を支払うようなことを防ぐためにも、インドネ | 事業の目的に直接結びつかないようなコースに |
| | | シア国内大学院の選定で貴機構の同意が必要で | 対して奨学金を支払うことはございませんが、コ |
| | | はないかと思いますが、いかがでしょうか。 | ースの決定時には弊機構も確認致します。 |
| 22 | P13 5.(7)見積もりに関する留意 | LKPP のインターンシップやインドネシア国内大学 | 業務指示書に記載の通り、インターンシップ、イン |
| | 点 | 院の受け入れ先は未定とのことですが、貴機構 | ドネシア国内大学院共に、受入先選定含め本業 |
| | | において検討・決定いただけるとの理解で正しい | 務の中で実施して下さい。 |
| | | でしょうか。 | |
| 23 | P13-14 6.業務の内容、 | 本邦研修の項目において、「更に LKPP の関心 | 本プロジェクトの目的は、「円借款事業を含むイ |
| | (1)LKPP 能力強化、2) | の高い日本とインドネシアにおける公共調達制度 | ンドネシアの公共調達が促進され、また、効率 |
| | P18 4.配布資料、MOU、4. | の比較分析を主な目的とした本邦研修案の策 | 性・透明性が向上する。」であり、日本の公共調 |
| | Activities, (2) iv | 定」と指示されていますが、日本の公共調達制度 | 達制度に関する知識を得ることにより、インドネ |
| | | は必ずしもJICAの調達ガイドラインの考え方と一 | シアの公共調達制度の改善に資するものと考え |
| | | 致しないと思われます。JICA 調達ガイドラインと | ています。また、ご理解の通り JICA 調達ガイド |
| | | 新調達令の調和化に対して逆効果になり得ること | ラインの考え方と日本の公共調達制度の考え方 |
| | | も考えられますが、それでも日本の公共調達制 | は必ずしも一致しない点もございますので、研 |
| | | | |

| _ | | | |
|----|-----------------|---|---------------------------|
| | | 度の研修を行うとの理解でよろしいでしょうか。他 | 修内容については、弊機構との間で事前にすり |
| | | 方、 MOU では「 a. Procurement | 合わせを行って頂〈ようお願いします。 |
| | | policy/regulations of public projects in Japan, | 本邦研修の主な内容は「LKPPの関心の高い日 |
| | | such as sustainable public procurement/green | 本とインドネシアにおける公共調達制度」を中心 |
| | | procurement _ 「 b. International business | としつつも、LKPP のニーズに基づき、MOU に |
| | | practice such as FIDIC」をトピックとして本邦研 | 記載されているようなグリーン調達や FIDIC に |
| | | 修を行う旨記載されています。業務指示書の内 | 代表される諸外国の公共調達制度についても |
| | | 容と差異があるように思われますが、MOU を主 | 実施することも可能です。LKPP の能力分析の |
| | | と考えてよろしいでしょうか。 | 結果を踏まえ、適切な本邦研修案を策定して下 |
| | | | さい。 |
| 24 | P13-14 6.業務の内容、 | 本邦研修に係る諸経費について、本業務実施契 | 業務実施契約に包括する業務の対象は、原 |
| | (1)LKPP 能力強化、2) | 約に含め、詳細については「コンサルタント等契 | 則「研修実施」のみとし、 それ以外の「受入」 |
| | | 約における研修実施ガイドライン(2015年4月)」 | 及び「研修監理」は、JICA が直営で実施する |
| | | を参照することとありますが、以下の点につきご | 研修員受入事業と 同様、JICA 国内事業部 |
| | | 教示下さい。 | 及び JICA 国内機関で対応します。ただし、 |
| | | 研修監理員の配置については、貴機構側で | 「受入」業務の「本邦における宿舎手配」及 |
| | | 行われ、本業務実施契約の経費には含めな | び「研修員の国内移動手配」並びに「研修監 |
| | | いとの想定でよろしいでしょうか。 | 理」業務 については、研修内容及び受注者 |
| | | 本邦研修は東京を拠点とし、国内(地方)視 | の意向によって契約に包括することが可能で |
| | | 察は特に想定しないとの理解でよろしいでし | すので、これら業務を契約に含める方が効率 |
| | | ょうか。 | 的と受注者が判断される場合には、プロポー |
| | | 研修用教材は英語版のみを準備するとの理解で | ザル及び見積書にて提案して〈ださい。 |
| | | よろしいでしょうか。 | 本邦研修は東京を拠点とするものの、研修内 |
| | | | 容によっては国内視察も想定されます。 |
| | | | 研修用教材は英語版のみで結構です。 |
| | | L | |

| 25 | P13-14 6.業務の内容、 (1)LKPP 能力強化、2) | 本邦研修の実施について、コンサルタントの業務 範囲は、研修の 受入、 研修実施、 研修監 理、 研修実施報告のうち、 研修実施及び 研修実施報告であり、 受入及び 研修監理は 貴機構が実施するとの理解でよろしいでしょう か。 | 業務実施契約に包括する業務の対象は、原則「研修実施」のみとし、それ以外の「受入」及び「研修監理」は、JICA が直営で実施する研修員受入事業と同様、JICA 国内事業部及び JICA 国内機関で対応します。ただし、「受入」業務の「本邦における宿舎手配」及び「研修員の国内移動手配」並びに「研修監理」業務については、研修内容及び受注者の意向によって契約に包括することが可能ですので、これら業務を契約に含める方が効率的と受注者が判断される場合には、プロポーザル及び見積書にて提案して〈ださ |
|----|---|---|--|
| 26 | P14 6.業務の内容、 (1)LKPP 能力強化、3) | インドネシア国内での研修、セミナーの実施について、研修用教材は英語版のみを準備するとの理解でよろしいでしょうか。 | 英語版のみで結構です。 |
| 27 | P14 6.(2)建設コンサルタントに 関する市場調査 P10 2(3)期待される成果 P18 4.配布資料 | MOU では local construction enterprise in Indonesia について調査するとなっています。指示書では「インドネシアにおける建設コンサルタント」に関する調査とあります。どちらが正しいのでしょうか。 また、指示書では成果2で「インドネシアの建設コンサルタントの競争力向上促進に向けたアクションプログラムが策定される」、活動において「同調査結果を踏まえて、建設コンサルタントの受注機会拡大に向けた LKPP によるアクションプランの策定を促し、合同調整委員会(JCC)等で発表の機会を設ける」とありますが、MOU にはそこまで | 業務指示書が正です。MOU 締結後に、LKPP から特に建設コンサルタントの市場調査を行ってほしいとの希望があったものです。アクションプランの策定については、ご指摘の通り MOU には含まれておりませんので、JICA より LKPP に説明予定です。 LKPP の所掌は、インドネシアの公共調達制度の立案であり、実際の調達を実施するのは其々の担当省庁(例:上水道事業であれば公共事業省)となります。LKPP は、建設コンサルタントの現状を把握し、受注機会を拡大するためにどのように制度を改善していく必要があるか検討したいとの |

| | | 記述されていないと思います。 | 立場です。また、円借款の調達ガイドラインでは |
|----|-----------------------|---------------------------|-------------------------|
| | | また、LKPP の所掌は調達に関することではない | 国内企業優遇を禁止しており、アクションプランの |
| | | かと思いますが、LKPP がアクションプランを策定 | 策定が円借款事業における日本企業の参加を制 |
| | | してどのような効果が期待されるでしょうか?この | 約することにはならないと考えています。一方、円 |
| | | アクションプランが日本企業(コンサルタント等)の | 借款事業でない場合は、インドネシアの調達令が |
| | | 参加を逆に制約するような結果にならないでしょ | 適用されるため、アクションプランの内容によって |
| | | うか。 | は日本企業に限らず外国企業の参加を制約する |
| | | | 可能性はあると思われます。 |
| 28 | P15 6.(3)JICA 調達ガイドライ | 円借款事業実施機関を対象とした LKPP による | ジャカルタ以外からの参加者も想定されます |
| | ンと新調達令の調和化、3) | セミナー開催支援について、「開催場所はジャカ | が、現時点では、どこから何名程度ということ |
| | | ルタ、回数は1日×2回程度、参加者は100名程 | は特定できておりません。大よその見積もりと |
| | | 度を想定。なお、資料作成及びセミナー開催(会 | して、ジャカルタ以外からの参加者が半数と |
| | | 場費含む)に係る経費については、本見積りに含 | いう前提を置き、ジャカルタ以外の参加者の |
| | | めること。」との記載がありますが、以下の点につ | 交通費も、見積りとして計上して下さい。な |
| | | きご教示下さい。 | お、最終的には実費精算となります。 |
| | | ジャカルタ以外からの参加者は想定されます | 会場はホテルとして、昼食代も計上してくださ |
| | | か。想定される場合、どこから何名程度の参 | l lo |
| | | 加が想定されますか、またジャカルタ以外の | 英語からインドネシア語への翻訳料を計上し |
| | | 参加者の交通費を経費として計上してよろし | て下さい。 |
| | | いでしょうか。 | |
| | | 100 名規模の1日の会議が想定されていると | |
| | | ころ、ホテルを会場とする前提で会場費を計 | |
| | | 上してよろしいでしょうか。また、昼食代を計 | |
| | | 上してよろしいでしょうか。 | |
| | | 実施機関向けの説明資料について、インドネシア | |
| | | 語及び英語を準備することとされていますが、英 | |
| | | 語からインドネシア語への翻訳料を経費として計 | |
| | | | • |

| | | - | |
|----|-----------------|--|---------------------------------|
| | | 上するとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 29 | P16 7.成果品等 | 業務指示書上、求められている成果品と、MOU | Inception Report は不要ですが、キックオフミー |
| | ·MOU、7. Reports | で求められている成果品は異なりますが、MOU | ティングにおいて LKPP に対して業務内容を説明 |
| | | の成果品は Tentative との注記があることから、 | するための資料を英語で作成下さい。 |
| | | 業務指示書上の成果品を提出することでよろしい | また、Interim Report に替えてワーク・プランを作 |
| | | でしょうか。(Inception Report、Interim Report | 成下さい。 |
| | | は不要か。) | |
| 30 | P18 4.配布資料 | MOU と仕様書の内容(表現)に差異があります | MOU 締結後の協議結果等を反映して業務指示 |
| | | が、MOU を主と考えて良いでしょうか。その場 | を作成しているため、業務指示書が正となりま |
| | | 合、業務指示書を修正いただくことが必要だと考 | す。また、MOU と業務指示書に差異がある部分 |
| | | えますがいかがでしょうか。 | については、プロジェクト開始後にMOUの修正を |
| | | | 行う予定です。 |
| 31 | P18 4.配布資料 | MOU で実施地域(Project Site)として Korea が | MOU 締結時には、韓国においてインターンシップ |
| | | 含まれていますが、韓国で何を行うことを想定さ | を行いたいとの LKPP の希望があり、実施地域に |
| | | れていますでしょうか。 | 韓国を含めていました。最新の状況では、LKPP |
| | | | は韓国に限定せず先進国でのインターンシップの |
| | | | 実施を希望しているため、必ずしも韓国で実施す |
| | | | る必要はありません。 |
| 32 | P18 4.配布資料 | MOU III 1.(3)にある A list of proposed members | ご指摘の通り、Annex 3 を指します。 |
| | | of JCC is shown in the Annex 1.は Annex 3 のこと | JCC は、調整、報告、協議等様々な役割を持つと |
| | | でしょうか。 | 考えており、重要事項については JCC にて協議 |
| | | 本件における JCC の位置づけは調整や報告の | を行うことを想定しています。 Agenda の設定につ |
| | | 場というよりも積極的な協議の場とすべきであり、 | いては、専門家チームからの提案・相談を踏まえ |
| | | そこでは、貴機構本部 / インドネシア事務所が主 | て決定します。 |
| | | 体となり agenda を決め LKPP との間の協議の場 | |
| | | とすべきと考えますが、いかがでしょうか。 | |

| 33 | P18 2.(2)業務従事者の構成 | 評価対象者のうち公共調達2を3名で担当するこ | プロポーザルにて 3 名でご提案頂〈ことも可能で |
|----|-------------------|------------------------|--------------------------|
| | | とは認められるでしょうか。 | すが、適切な計画となっているか、評価させて頂 |
| | | | きます。 |

以上